

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年11月9日（平成30年（行個）諮問第203号）

答申日：令和元年5月13日（令和元年度（行個）答申第6号）

事件名：本人が提出した特定日付け行政文書開示請求書の処理に関わった職員
の氏名が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1ないし4に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報4」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報2ないし本件対象保有個人情報4を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報1については、別紙2の1ないし3に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月6日付け金総第9768号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、保有していないとして不開示とした情報について、保有している情報を開示するよう申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書については省略）。

保有している文書と情報を開示するよう申し立てます。職員の氏名を開示するよう申し立てます。

（中略）

平成18年6月9日 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について

行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合。
- 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合。

平成18年9月26日 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正について

法令等遵守の疑義に関する情報を開示請求している。金融庁は「平成28年7月21日付取下書」を送ってきていない。文書をねつ造している。私は受け取っていない。送っていない取下書を送ったと嘘の報告をした職員がいる。

本件対象保有個人情報1, 3, 4は、何に基づいて開示の実施をしたのか、当然情報がある。

誰が開示請求書を返送したのか。誰が文書を受理したのか。誰が開示の実施をしたのか。誰が調査をしたのか当然情報がある。行政庁において、誰が文書管理の責任者であるのか当然情報がある。

問い合わせを無視して事実確認に応じていない。違法である。

本件対象保有個人情報4は、消費者庁の公表資料では、受理件数、調査に着手した件数、是正措置等を講じた件数に分かれている。受付したが、調査しなかった。調査したが是正措置等を講じなかった。

返答しているということは受付している。私と母(〇〇〇〇〇(氏名の漢字))の異議申立書を通報として扱い2件受理している。

(中略)

法令等遵守の疑義に関する情報を開示請求している。

誰が異議申立書を回付したのか。

誰が文書を受理したのか。誰が返答をしたのか当然情報がある。

行政庁において、誰が文書管理の責任者であるのか当然情報がある。

問い合わせを無視して事実確認に応じていない。違法である。

金融庁法令等遵守調査室は、受付状況を直ちに更新せずに、虚偽の公表を繰り返している。法令等遵守調査室が更新する日付と更新内容を指示している。

嘘の公表をしていることに関する情報は存在している。

本件対象保有個人情報2の金融庁総務企画局政策課 情報公開・個人情報保護室宛から郵送された文書

平成28年11月10日付は

金融庁から、平成28年11月10日発送 簡易書留(特定番号)で送ってきている。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月21日付け保有

個人情報開示請求（同年12月7日受付）に関し、処分庁が、法18条1項に基づき、平成29年1月6日付け金総第9768号において一部開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、以下のとおりである。

- (1) 「平成28年6月22日付行政文書開示請求書」の受理，行政文書の保有の確認から，平成28年10月21日付の返送に関わった職員の氏名の開示（本件対象保有個人情報1）。
- (2) 金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛から郵送された文書 平成28年11月10日付（本件対象保有個人情報2）。
- (3) 金総第8121号 平成28年10月24日付 保有個人情報の訂正の決定における，調査に関する情報の開示。調査内容と，調査した職員の氏名の開示（本件対象保有個人情報3）。
- (4) 平成28年10月11日付で開示の実施が行われている。

『「金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 3枚）

金監第1093号 日付 平成28年4月25日（A4 1枚）

金総第2767号 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 27枚）」 開示の実施方法 複写したもの交付（全部）「写しの送付」』

の開示の実施が行われた過程が明確にわかる情報の開示（本件対象保有個人情報4）。

2 原処分について

原処分は，本件対象保有個人情報1ないし4をいずれも保有していないことから，不開示とする旨の決定を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報1について

本件対象保有個人情報1は，行政文書開示請求書の受理，保有文書の確認，行政文書開示請求書の返送に至るまでに関わった職員の氏名の開示の請求であるところ，原処分は，これらを保有していないため不開示とした。

しかしながら，上記職員の氏名は，そもそも「自己を本人とする保有個人情報」ではないから，「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない，という理由で不開示とすべきであった。

したがって，原処分の不開示とすべき理由は適切ではなかったものの，不開示とした原処分は，その結論において妥当である。

(2) 本件対象保有個人情報2について

本件対象保有個人情報2は，総務企画局政策課情報公開・個人情報保

護室（以下「情報公開室」という。）から審査請求人宛てに郵送された、平成28年11月10日付けの文書（以下「本件発送文書」という。）に記載された保有個人情報である。

しかしながら、情報公開室から審査請求人宛てに郵送された、同日付けの文書について、担当部署の執務室、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、その存在は確認できなかった。

よって、本件対象保有個人情報2は保有しておらず、不開示とした原処分は妥当である。

（3）本件対象保有個人情報3について

本件対象保有個人情報3は、金融庁が平成28年10月24日付け金総第8121号により保有個人情報の訂正の決定（以下「本件訂正決定」という。）を行った際における調査の内容及びその調査をした職員の氏名の開示を求めている。

ア 審査請求人の主張する「調査」とは、本件訂正決定の訂正理由中、法「第29条の要請に基づく調査を行った結果、当該保有個人情報が事実でないことが判明したため。」との記載における「調査」を指しているものと考えられ、審査請求人は、本件訂正決定にあたり、何らかの検討資料が作成されたものとして、これの開示を求めるものと解される。

しかし、本件訂正決定にあたっては、審査請求人から情報公開室に郵送された文書の日付の確認等を行ったものの、別途検討資料等は作成されていない。

イ また、職員の氏名について、原処分はこれを保有していないため不開示としているが、上記（1）のとおり、職員の氏名はそもそも「自己を本人とする保有個人情報」ではないから、「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない。

ウ 以上のとおり、本件対象保有個人情報3について、これを保有していないため不開示とした原処分の理由は、職員の氏名の開示に関しては適切ではなかったものの、不開示とした原処分は、その結論において妥当である。

（4）本件対象保有個人情報4について

審査請求人は、平成28年10月11日付けで行われた3件の開示決定に基づく文書の開示の実施方法及びその過程がわかる情報の開示を求めているところ、開示請求書に記載された審査請求人の主張によれば、同日付けの開示の実施とは、法による保有個人情報の開示決定に基づく更なる開示の実施のことをいうものと解される。

しかし、保有個人情報の開示の実施については、法24条に定められているところ、同法には「更なる開示」の制度は規定されていないので

あり、審査請求人が主張する平成28年10月11日付けで行われた手続も法に基づく開示の実施ではない。

したがって、本件対象保有個人情報4は、その作成又は取得の前提を欠き、保有していないから、不開示とした原処分は妥当である。

なお、処分庁は、平成28年10月11日付けで、審査請求人に対し、開示対象文書を再送付しているが、これは、開示決定した保有個人情報につき、行政サービスとして、開示実施した媒体とは別媒体での提供を行ったものである。

4 結語

以上のとおり、原処分は結論において妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年4月11日 審議
- ⑤ 令和元年5月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、このうち、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、本件対象保有個人情報1について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして、本件対象保有個人情報1に係る原処分を結論において妥当とし、本件対象保有個人情報3について、その一部に関しては審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして、本件対象保有個人情報3に係る原処分を結論において妥当とし、また、本件対象保有個人情報2及び本件対象保有個人情報4に係る原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報1について

(1) 本件対象保有個人情報1は、別紙1の1に記載されているとおりであるが、その趣旨は、平成28年10月21日付けで返送された同年6月22日付け行政文書開示請求書（以下「本件返送文書」という。）の受理から保有の確認、返送に関わった職員の氏名が記載された保有個人情報であると解される。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、本件返送文書の送付を

受けてから返送までに作成・取得した文書について確認させたところ、
諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件返送文書の送付を受けた段階においては、文書接受簿を作成している。文書接受簿には、審査請求人の氏名のほか、文書を受け取った情報公開担当者の押印があり、本件返送文書に対応するものと考えられる記載もある。

イ 行政文書開示請求書に係る文書の保有の確認の段階においては、一般的に、情報公開担当者が、主管部局の担当者に文書の保有の確認に関するメールを作成するが、本件開示請求の時点で本件返送文書に係るメールは確認できなかった。

ウ 行政文書開示請求書を返送する段階においては、返送に係る連絡文書を作成した上、その発送の際、文書発送簿に記入しており、書留郵便等で送付した場合にはこれを証する受領証等を取得している。返送に係る連絡文書に担当者の記載はなく、その作成に当たり、関与した職員の氏名が記載された決裁文書等も作成されていないが、文書発送簿及び受領証等には発送に関わった職員の姓を示す記載や押印があり、本件返送文書に対応するものを保有している。

- (3) 当審査会において諮問庁から別紙2に掲げる文書の提示を受け、確認したところ、いずれも審査請求人の氏名が記載されており、その日付等から本件返送文書に関するものと認められ、別紙2の1ないし3に掲げる文書には担当職員について上記(2)ウのとおり記載があることが認められる。

そして、別紙2の1のうち本件返送文書に係る部分並びに別紙2の2及び3に記録された保有個人情報、担当した職員の記載や押印を含め、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

他方、別紙2の4に掲げる文書には担当職員の氏名に関する記載は認められず、審査請求人が開示を求める情報が記録された文書に該当しない。また、その内容からすれば、決裁文書等が作成されていない旨の上記(2)ウの諮問庁の説明は首肯できる。

- (4) よって、本件対象保有個人情報1に該当するものとして、少なくとも別紙2の1ないし3に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。また、本件返送文書の受付についても同様の文書の存否を調査し、該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件対象保有個人情報2について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、金融庁から特定番号の簡易書留で送付を受けている旨主張していることから、この点も併せ、本件対象

保有個人情報 2 の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 特定番号の簡易書留については、平成 28 年 11 月 11 日に審査請求人宛てに発送したことが、書留・特定記録郵便物等受領証から確認できるものの、発送された文書の作成日付や文書名は不明である。

イ また、その当時、情報公開室から審査請求人に発送する文書としては、行政文書又は保有個人情報の開示等の請求に関連する文書以外になかったことから、これらがつづられた行政文書ファイルである「行政文書情報公開開示請求決裁」及び「保有個人情報開示請求決裁」を探索し、情報公開室の執務室、書庫及び共有フォルダ等についても探索を行ったが、11月10日付けの文書の存在は確認できなかった。

ウ なお、仮に特定番号の簡易書留により郵送した文書が11月10日付けの文書であったとすると、同文書が存在しない理由については、上記イのとおり同日付けの文書に係る決裁文書等が存在しなかったことに照らすと、同文書は、決裁を要する文書以外の文書であり、その文書の写しを作成せずに関本を発送したためである、ということが考えられる。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明の内容は、本件対象保有個人情報 2 が記録された文書が、審査請求人宛てに送付された可能性はあるものの、本件対象保有個人情報 2 については保有していないとするものであり、にわかには首肯し難いものの、諮問庁が行った探索の範囲も不十分とはいえず、本件対象保有個人情報 2 の存在を確認できなかったとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。

(3) したがって、金融庁において、本件対象保有個人情報 2 を保有しているとは認められない。

4 本件対象保有個人情報 3 について

(1) 本件対象保有個人情報 3 は、別紙 1 の 3 に記載されているとおりであるが、その趣旨は、本件訂正決定における調査に関する調査内容と、調査した職員の氏名が記載された保有個人情報であると解される。

(2) 本件対象保有個人情報 3 の保有の有無について、諮問庁は、上記第 3 の 3 (3) アのとおり、本件訂正決定にあたっては、審査請求人から郵送された文書の日付の確認等を行ったものの、検討資料等は作成していない旨説明する。

(3) 当審査会において諮問庁から本件訂正決定の通知に係る決裁文書（以下「本件決裁文書」という。）の提示を受け確認したところ、本件決裁文書には、訂正決定に際しての検討資料や調査内容等についての記載は認められず、本件訂正決定の内容が、郵送された文書の文書日付の追加及び削除に関するものであることからすれば、検討資料等が作成されて

いない旨の上記（２）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象保有個人情報３の保有の有無について、諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、金融庁において本件対象保有個人情報３を保有しているとは認められない。

5 本件対象保有個人情報４について

（１）本件対象保有個人情報４の保有の有無について、諮問庁は、上記第３の３（４）のとおり、法には「更なる開示」の制度は規定されておらず、平成２８年１０月１１日付けで審査請求人に対して開示対象文書を再送付したことについても、法に基づく開示の実施ではなく、行政サービスとして既に行った開示実施とは別媒体での提供を行ったものであり、開示の実施方法及びその過程がわかる情報については作成しておらず、保有していない旨説明する。

（２）諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象保有個人情報４の保有の有無について、諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、金融庁において本件対象保有個人情報４を保有しているとは認められない。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

7 付言

本件決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法８条１項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

8 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象保有個人情報２ないし本件対象保有個人情報４を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報２ないし本件対象保有個人情報４を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報１につい

て、諮問庁が法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とすべきであったとしていることについては、金融庁において別紙 2 の 1 ないし 3 に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象保有個人情報 1 に該当するものがあればこれを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

- 1 「平成28年6月22日付 行政文書開示請求書」の受理，行政文書の保有の確認から，平成28年10月21日付の返送に関わった職員の氏名の開示。

「作成・保存していない」と返答したと嘘をついている。

平成28年7月21日付の取下書と存在しない文書をねつ造している。

未使用の収入印紙を返送するとあるが，「未使用の収入印紙」が同封されていない。

- 2 金融庁総務企画局政策課 情報公開・個人情報保護室宛から郵送された文書 平成28年11月10日付

- 3 金総第8121号 平成28年10月24日付 保有個人情報の訂正の決定における，調査に関する情報の開示。

調査内容と，調査した職員の氏名の開示。

- 4 平成28年10月11日付で開示の実施が行われている。

『「金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 3枚）

金監第1093号 日付 平成28年4月25日（A4 1枚）

金総第2767号 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 27枚）」

開示の実施方法 複写したものの交付（全部） 「写しの送付」』の開示の実施が行われた過程が明確にわかる情報の開示。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書で

「金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 3枚）

金監第1093号 日付 平成28年4月25日（A4 1枚）

金総第2767号 平成28年4月22日（A3 3枚，A4 27枚）」をスキャナにより電子化したものを記録媒体に複写したものの交付をCD-R（全部）での開示を申出している。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書に対して平成28年5月16日付でCD-Rでの開示の実施が行われている。私が実施を受けた日付（受け取った日付）は平成28年5月18日である。

平成28年5月21日付で，保有個人情報の更なる開示『複写したものの交付（全部） 「写しの送付」』を申出しているが，申出は不要であると，平成28年6月13日付で行政文書の更なる開示の申出書は返送されてきた。

平成28年10月11日付で開示の実施の，基になる申出（情報），あるいは申出書の開示。

開示を実施している以上「更なる開示の実施の申出があった」

開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書に対して開示が実施されている。保有個人情報の更なる開示の申出（情報），申出書が必ず存在

している。

開示の実施を行った基になる申出（情報），あるいは申出書に関する情報の開示。

申出（情報），あるいは申出書の内容と日付，金融庁が受理した日付が明確になる情報の開示。

平成○年○月○日付の，保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書。

保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書の受理記録。受理した日付と受理した職員の氏名の開示。

保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書を確認した職員の氏名の開示。

申出（情報），あるいは申出書が，『開示の実施方法 複写したものの交付（全部）「写しの送付」』で開示の実施を行うための要件を満たしていることを確認した職員の氏名の開示。

保有個人情報の更なる開示『開示の実施方法 複写したものの交付（全部）「写しの送付」』の申出をしていることを理解して，確認した職員がいる。

保有個人情報の更なる開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書が，開示の実施を行うための要件を満たしている法的根拠。金融庁が開示の実施を行った法的根拠の開示。

保有個人情報の更なる開示の実施に関わった職員の氏名の開示。

開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書の受理から，開示の実施までにかかった日数の開示。

金融庁における標準の手続き期間の開示。開示の実施までに，かかった日数が「不作為」であることが，判断できる情報の開示。

平成28年6月27日付 不作為の審査請求書以降に，開示の実施を申出した申出（情報），あるいは申出書があったとねつ造することは認められない。そもそも更なる開示の申出書を，申出は不要であると返答して，返送してきている以上，開示の実施を申出した申出書は，存在しない。

申出は不要である以上，申出（情報）は，存在しない。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書は，CD-Rでの開示の申出である。

複写したものの交付（全部）の申出ではない。

平成28年6月13日付で返送してきた平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書は，開示の実施を申出した申出書であるが，返送してきた申出書に対して，実施を行ったと回答することは認められない。

私は，平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書以外に，複写したものの交付（全部）の申出をしていない。

『平成28年6月27日付 不作為の審査請求書

当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づ
く平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書
金検第444号 日付 平成28年4月22日（A4 3枚）
金監第1093号 日付 平成28年4月25日（A4 1枚）
金総第2767号 日付 平成28年4月22日（A3 3枚，A4
27枚）

開示の実施方法 複写したものの交付（全部）「写しの送付」』

に対して開示の実施を行ったことを明確に示す情報の開示。

平成28年5月5日付の保有個人情報開示の実施方法等申出書に対して、
平成28年5月16日付けCD-Rでの開示の実施が行われている。私が実
施を受けた日付（受け取った日付）は平成28年5月18日である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（開示の実施）第十四条第4
項

「開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日
から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出
ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。」
が更なる開示の実施の法的根拠となる。

最初に開示を受けた日から30日以内に更なる開示の申出ができる。平成
28年5月18日から30日以内（6月16日）に、更なる開示の申出があ
ったとしても、金融庁が開示の実施した日付は3ヶ月以上たった平成28年
10月11日付である。不作為であることが明白である。

平成28年6月27日付 不作為の審査請求書は却下されている。開示の
実施の基になる申出（情報）、あるいは申出書を受理してから、開示の実施
までの過程と日数が明確にわかる情報を開示するように申し立てる。

申出（情報）、あるいは申出書をねつ造することは違法である。

開示の決定の際、写しの送付方法に、準備に要する日数 5日間と、開示
の実施にかかる期間が記載されている。

開示の実施をするまでの期間は決まっている。申出（情報）、あるいは申
出書を受付・受理した日付から、平成28年10月11日付の実施までの期
間が、大幅に過ぎていけば、不作為である。

私は、平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書以外、申
出書を送っていない。

金融庁は、平成28年5月21日付 行政文書の更なる開示の申出書の内
容は、「複写したものの交付（全部）で開示の実施を申出している」と理解で
きている。

私が平成28年5月21日付申出書で「複写したものの交付（全部）で開示
の実施を申出している」と理解できているが、平成28年6月27日付の不

作為の審査請求書の内容は理解できない。

平成28年10月11日付で「複写したものの交付（全部）で開示の実施」での実施を行っているが、不作為の審査請求書と補正書の内容は理解できない。

不作為の審査請求書を却下して、更なる開示の申出書を、申出は不要であると返答して、申出書を返送している以上、開示の実施を申出した申出書は、存在しない。何に対して、あるいは何に基づき開示の実施を行ったのか？

平成28年10月11日付で「複写したものの交付（全部）で開示の実施」での実施を行った際、平成〇年〇月〇日付の、〇〇申出書（あるいは〇〇申請書等）に対して、実施を行っているとは明記していない。

更なる開示の手続き方法の質問に対して、更なる開示ができる。できないと返答しなかった。手続き方法の回答をしていない。

何に対して、実施を行っているとは明記していない、質問に対して嘘をつく、手続き方法の回答をしていないことが「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」である。

別紙 2

- 1 書留・簡易書留・配達証明・特定記録 発送簿（平成28年10月21日付け）
- 2 書留・特定記録郵便物等受領証（平成28年10月21日付け）
- 3 書留・特定記録郵便物等差出票（平成28年10月21日付け）
- 4 返送に係る連絡文書（平成28年10月21日付け）